

社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会指定訪問介護事業所(介護保険法
に基づく第1号訪問事業)運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人刈谷市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う介護保険法に基づく第1号訪問事業（以下「事業」という。）のうちの刈谷市訪問介護相当サービスの適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援者又は事業対象者（以下「要支援者等」という。）に対し、その居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、身体介護、その他、生活全般にわたり適正な訪問介護相当サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施にあたっては、要支援者等となった場合においても、心身の特性を踏まえて、要支援者等が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介助その他の生活全般にわたる援助を行うことにより、要支援者等の心身機能の維持回復を図るとともに生活機能の維持又は向上を目指す。また、要支援者等の意思及び人格を尊重し、常に要支援者等の立場に立った訪問介護相当サービスの提供に努める。

2 事業の実施にあたっては、要支援者等が、要介護者又は要支援者となることの予防又はその状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者、他の居宅サービス事業者、その他保健、医療、福祉サービスを提供する者との綿密な連携に努める。

3 事業の実施手順に関する具体的方針として、訪問介護相当サービス提供の開始にあたり、要支援者等の心身状況等を把握し、個々の訪問介護相当サービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の実施状況を把握（以下「モニタリング」という。）し、モニタリング効果を介護予防支援事業者又は居宅介護支援事業者へ報告するものとする。

4 訪問介護相当サービスの提供にあたっては、要支援者等の心身機能、環境状況

等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性及び柔軟性を考慮した上で、要支援者等のできることは要支援者等が行うことを基本とした訪問介護相当サービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 刈谷市社会福祉協議会訪問介護事業所

(2) 所在地 刈谷市下重原町3丁目120番地

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

職 種	員数等	職務の内容
管理者	1名 (常勤職員でサービス提供責任者を兼務)	訪問介護・居宅介護・重度訪問介護・移動支援・同行援護を兼務 事業所の訪問介護員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。
サービス提供責任者	4名以上 (常勤職員、うち1名は常勤職員で管理者を兼務)	訪問介護・居宅介護・重度訪問介護・移動支援・同行援護を兼務 事業所に対する訪問介護等サービスの利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行う。
訪問介護員	常勤換算 4.8名以上 (うち1名はサービス提供責任者を兼務)	訪問介護・居宅介護・重度訪問介護・移動支援・同行援護を兼務 訪問による身体介護等の提供を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び1月2日、1月3日並びに12月29日から12月31日を除く。

(2) 営業時間 午前9時から午後5時までとする。

(事業所の体制)

第6条 事業所の体制は、次のとおりとする。

(1) 営業日及び営業時間以外もサービス提供が可能な体制とするものとする。

(2) 電話等により、常時連絡が可能な体制とするものとする。

(訪問介護相当サービスの内容及び利用料等)

第7条 訪問介護相当サービスの内容は次のとおりとし、訪問介護相当サービスを提供した場合の利用料の額は、刈谷市長が定める基準によるものとし、当該訪問介護相当サービスが法定代理受領サービスであるときは、刈谷市長が定める基準による額に各要支援者等の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護相当サービスに要した交通費は、その実費を徴収するものとし、自動車を使用した場合の交通費は、事業所から片道5キロメートル以下の場合、100円を徴収し、5キロメートルを超える場合は、100円に5キロメートルを超える毎に100円を加算した額を徴収する。

3 前項の費用の支払を受ける場合には、要支援者等又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、刈谷市全域とする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、要支援者等の人権の擁護、虐待の防止等のための措置を次のとおり講ずる。

(1) 虐待防止に関する責任者及び担当者の選定並びに設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 訪問介護員等に対する虐待防止研修（身体拘束適正化研修も含む）の実施

(5) 虐待防止委員会の開催及びその結果の訪問介護員等への周知徹底

2 事業所は、虐待の可能性が考えられる要支援者等を発見した場合は、速やかに

これを関係市町村等に通報するものとする。

(身体拘束の禁止)

第10条 事業所は、サービスの提供にあたっては、要支援者等の生命及び身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の要支援者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所は、身体拘束の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 身体拘束適正化検討委員会の開催及びその結果の訪問介護員等への周知徹底

(2) 身体拘束の適正化マニュアルの整備

(緊急時等における対応方法)

第11条 訪問介護員等は、訪問介護相当サービスの提供を行っているときに、要支援者等に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治の医師に連絡する等の処置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

(その他運営についての留意事項)

第12条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 継続研修 年2回以上

(3) 虐待防止に関する研修 年1回以上

(4) ハラスメントに関する研修 年1回以上

2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。

3 訪問介護員等は、業務上知り得た要支援者等又はその家族の秘密を保持する。なお、事業所は、訪問介護員等が訪問介護員等でなくなった後においても、これらの秘密を保持させるため、保持するべき旨を訪問介護員等との雇用契約の内容に含めるものとする。

4 事業所は、サービス提供に関する記録を整備し、完結日から5年間保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本会と事業所の管理

者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

